

前橋市監査委員公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年3月11日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	中	林		章

内 監

令和4年3月11日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 小曾根 英 明 様

前橋市監査委員

根 岸 隆 夫

同

長 岡 敏 夫

同

中 林 章

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

財政援助団体監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

部落解放同盟前橋市協議会（所管課：社会福祉課）

3 監査期間

令和4年1月18日から同年3月11日まで

4 監査対象

令和2年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和3年度も対象としました。

5 監査方法

補助対象事業等に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

（所管課関係）

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

6 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 部落解放同盟前橋市協議会（指摘事項3件、要望事項1件）

ア 出納事務について（指摘事項）

(ア) 出納事務について

団体の出納事務において、支出命令書は支払を行った後に事後報告され、まとめて決裁を受けていた。また、通帳、印鑑、キャッシュカードの管理及び現金の取扱いを会計担当者が1人で行っていた。

出納事務については、事故防止や不正防止の観点から、支払を行う前に支出命令書の決裁を受け、複数人で処理する体制を整備するよう改善されたい。

(イ) 収入及び支出の計上について

団体の出納事務において、団体の収支に計上すべき収入及び支出で、入金書及び支出命令書が作成されていないものがあつた。

出納事務については、収入及び支出の手続を適正に行うよう改善されたい。

(ウ) 預金口座の活用について

団体の出納事務において、多額の会費収入があるが団体の預金口座に預入れされておらず、収入に係る証拠書類が残されていなかった。また、支払事務では預金口座からまとまった金額を引き出して会計担当者が現金で保管し、必要に応じて支払を行っていたが、手許現金についての現金出納簿が作成されていなかった。

出納事務については、事故防止や不正防止の観点から、収入及び支出に係る証拠書類を整え、収入があつたものについては団体の預金口座に預入れするとともに、手許現金についての現金出納簿を作成し、支払の都度記帳するよう改善されたい。

イ 出納関係帳票について（指摘事項）

支出命令書に添付する支払証拠書類において、領収書に日付や宛名の記載がないもの、領収書等の添付がないものがあつた。また、会議等に参加した際の車代及び昼食代、講師謝金を現金で支払っているが、各受領者から領収書を受領しておらず、支払証拠書類の添付がないものがあつた。

支払事務については、必要事項を明記した証拠書類を徴するよう改善されたい。

ウ 借入金について（指摘事項）

団体の運営資金において、市補助金が交付されるまでの間、必要な資金を借入れて団体の支出に充てているが、借入金をその都度団体の預金口座に預入れせず、借入れ及び返済についての入金書及び支出命令書も作成していなかった。

借入金については借入時や返済時に団体の収支に計上し、また、事故防止や不正防止の観点から団体の預金口座に預入れするよう改善されたい。

エ 内部統制機能の強化について（要望事項）

団体の出納事務において、事務処理上の問題があり、組織として会計処理が適正に行われているとは言い難い状況であつた。

このことは、事務処理体制の内部統制機能が不十分であることが要因と考えられる。

指摘事項等も含め、事務改善に向け市所管課とも連携しながら内部統制機能を強

化し、適正な出納事務となるよう努められたい。

(2) 社会福祉課（指摘事項 1 件、要望事項 1 件）

ア 補助金の概算払について（指摘事項）

部落解放同盟前橋市協議会への補助金において、概算払により補助金を支出しているが、概算払を必要とする理由書に添付された資金計画書は、借入金についての記載がなく、概算払の時期までに団体の収支がマイナスで記載され、団体の収支の実態を正確に表していなかったが概算払を決定しており、審査が十分であったとは言い難い状況であった。

補助金等交付規則、補助金交付要項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 団体への適切な指導について（要望事項）

部落解放同盟前橋市協議会の出納事務において、事務処理上の問題があり、組織として会計処理が適正に行われているとは言い難い状況であった。

所管課において、当該団体が被補助金等交付団体として適正な出納事務が行えるよう指導されたい。